



令和8年9月1日 第173号

にしあらい

発行 (一社)西新井青色申告会

〒123-0842

足立区栗原1-6-20

TEL 03-3885-4105(代)

FAX 03-3885-4148

<https://nishiaraiairo.or.jp>



目次

- P2. 西新井税務署長着任のごあいさつ
- P3. 西新井税務署異動一覧
- P4～5. 税制改正について
- P6. 税の相談コーナー、税の無料相談のご案内
- P7. 都税事務所からのお知らせ、各無料相談のご案内
- P8. 女性部からのお知らせ他
- P9. 事務局からのお知らせ
- P10. 年末調整相談会のお知らせ
- P11～12. 中間記帳相談会のお知らせ



今年度から中間決算相談会が変わりました！
この会報をご覧いただいた方から、予約受付開始！

日程や詳細について

中間記帳相談会 は P11～12、
年末調整相談会 は P10 を必ずご覧ください。

夏の源泉相談会の際に、予約をお取りの方は、予約は不要です。

予約がまだの方・変更をご希望の方は、電話もしくは青色申告会アプリでご予約ください。
予約ができない場合は、フリー相談日での対応となります。

【電話予約】月～金(土・日・祝日、臨時休業を除く)9:30～11:30/13:00～16:30

※予約の際は、会員 No、氏名、希望日、希望時間帯をお伝えください。

※受付開始当初は、電話回線が混み合い、繋がりにくい場合がございます。ご迷惑おかけします。

電話予約の締切日 10月 9日(金)



【アプリ予約】→直接アプリにて公開期間等ご確認ください。

<各相談会 会場> 西新井青色申告会館 駐車が狭いため、車でのご来館はご遠慮ください。

着任のごあいさつ



西新井税務署

署長 さいとう まなぶ
齋藤 学

秋涼の候、一般社団法人西新井青色申告会の皆様方には、ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により西新井税務署長を拝命し、独立行政法人 農畜産業振興機構から参りました齋藤と申します。前任の雨宮同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

野口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種相談会や説明会等を通じ、青色申告の普及・育成に取り組んでおられるとともに、税を考える週間におけるイベント開催等の公益活動を企画・運営されるなど、長年にわたり活発な活動を展開されておられます。

中でも、「e-Tax の普及拡大」につきましては、東京税理士会西新井支部のご協力の下、会を挙げて取り組んでいただいているほか、会員の皆様方におかれましては、マイナンバーカードを利用した e-Tax 送信に積極的に取り組んでいただいております。心から感謝申し上げます。

これらに加え、源泉所得税の納付に際しては、多くの会員の皆様に「ダイレクト納付」の利用や eLTAX 登録の勧奨を行っていただくなど、他会にはない先進的な取り組みを行っていただいていると伺っております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、確定申告期には、会員の皆様への的確な決算指導はもとより、当署の確定申告書作成会場の「青色コーナー」に役員並びに職員の方々を派遣いただき、多くの個人事業主に対して青色申告制度や記帳方法等について親切に指導を行うことで、青色申告の普及や記帳慣行の更なる定着にご尽力いただきました。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今年も昨年に引き続き、基礎控除や給与所得控除の最低保証額の引上げ、扶養親族等の所得要件が改正されることとなります。本改正への的確な対応を図るため、リーフレットの配布や説明会の実施など、積極的な周知・広報活動にもご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、インボイス制度の消費税確定申告においても、インボイスの保存を含め記帳慣行の定着を図り、併せて会計ソフトを使用した事業者のデジタル化を図っていくことも重要であると考えております。

貴会の皆様方におかれましては、更なる e-Tax の利用に加えて年末調整手続きの電子化、キャッシュレス納付、事業者自身の業務のデジタル化に向け、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お願いごとばかりではございますが、今後とも税務行政全般に対し、より一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

私どもといたしましても、制度の定着及び円滑な実施に向け、納税者の皆様に対して、引き続き十分な制度の周知・広報を図るとともに、相談に対して丁寧な対応をまいります。

結びに当たりまして、一般社団法人西新井青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和8年7月 西新井税務署異動一覧 (申告会関係担当部門・敬称略)

官 職	異 動 前		異 動 後	
	氏 名	転 出 先	氏 名	前 任 署 等
署 長	あめみや つねお 雨宮 恒夫	勇退	さいとう まなぶ 齋藤 学	(独)農畜産業振興機構
副 署 長	ひさなが ゆか 久永 結香	センター・千葉西・統括管理官	えがわ まさえ 江川 理江	柏・副署長
総 務 課 長	もりなが たかみつ 森永 貴光	留任	もりなが たかみつ 森永 貴光	留任
個人課税第1統括官	たむら ひろし 田村 弘	船橋・個人1・統括官	いまいずみ たかひろ 今泉 孝弘	小石川・個人1・統括官
個人課税第2統括官	すずき けんいち 鈴木 謙一	向島・個人・統括官	やまもと けんいち 山本 健一	渋谷・個人・国専官
個人課税第3統括官	なぐも やすなり 南雲 康成	留任	なぐも やすなり 南雲 康成	留任
資 産 課 税 統 括 官	ゆがみ あつし 湯上 厚	留任	ゆがみ あつし 湯上 厚	留任
個人課税総括上席	こばやし ゆうすけ 小林 勇友	足立・個人1・記推官	しばはら しゅうじ 柴原 修二	課一・個人課税課・実査官
個人審理担当上席	まつば まりこ 松葉 真理子	本所・個人1・審理	もりた たかこ 森田 隆子	横浜南・個人1・審理
個人指導担当上席	やまもと ゆかり 山本 ゆかり	松戸・個人1・審理	やまもと たかし 山本 隆	足立・個人4・統括官

西新井税務署 署員御紹介 (敬称略)



副 署 長
江川 理江



総務課長
森永 貴光



個人課税第1統括官
今泉 孝弘



資産課税統括官
湯上 厚



個人指導担当上席
山本 隆



◆◆ 西新井税務署からのお知らせ ◆◆

令和8年度税制改正による 所得税の基礎控除の引上げ等について

令和8年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正が行われました。

これらの改正は、原則として、令和8年分以後の所得税について適用されます。

* 令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

改正1：基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注3）〕	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注1）		改正前（注1）	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円（注2）	99万円（注2）	95万円（注2）	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円（注2）	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円（注2）	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)			63万円（注2）	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

（注）1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

改正2：給与所得控除の見直し最低保証額の引上げ

給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注1）	その収入金額×30%＋8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30%＋8万円

（注）1 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

改正3：扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注1）が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	
	改正前	
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	
	85万円以下 (150万円以下)	

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ

令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

10万円控除要件が変わります！



え、どう変わるの？どうしたらいいの？

複式簿記かつ e-Tax 送信をして、
最大 75 万円の控除をめざしてみましょう！



令和9年分から青色申告特別控除はどう変わる？

10 万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が 1,000 万円を超える者は 10 万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

収入金額	改正前	改正後	
		【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
(2 年前)	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
1,000 万円超	10 万円	0 円 (控除対象外)(※1)	65 万円又は 75 万円(※1,2)
1,000 万円以下	10 万円	10 万円	

※1 不動産所得に関しては、収入区分が 1,000 万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大 10 万円の控除を受けることができます。

なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記と同様に最大 10 万円となります。

※2 改正後の 65 万円控除の要件(複式簿記+e-Tax)に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大 75 万円の控除を受けることができます。

飲食料品の消費税「0%」で何が変わるのか

現在、政府では物価高対策として「飲食料品の消費税をゼロ%にする」という議論が行われています。しかし、「0%」には「**税率0%（課税）**」と「**非課税**」の2種類があり、この違いによって事業者への影響は大きく異なります。

まず、「税率0%（課税）」が採用された場合です。この場合、食品の販売には消費税はかかりませんが、包装資材や仕入、設備投資などで支払った消費税はこれまでどおり控除できます。本則課税の事業者であれば、仕入税額控除によって還付を受けられるケースもあり、実質的な税負担は増えません。

一方、「非課税」となった場合は注意が必要です。売上に消費税はかかりませんが、仕入時に支払った消費税を控除できなくなります。その結果、包装資材や設備、光熱費などに含まれる消費税が事業者の負担となり、利益が減少する可能性があります。特に食品を多く取り扱う事業者ほど影響は大きくなります。

また、どちらの制度になっても、食品とそれ以外の商品を区分して経理処理を行う必要があるため、レジや会計ソフトの設定変更、事務処理の増加などの対応は避けられません。

ポイントは、「消費税0%＝事業者の負担も0」ではないことです。

制度が「税率0%」なのか「非課税」なのかによって、仕入税額控除ができるかどうかが決まり、会社の利益や資金繰りに大きな違いが生じます。

今後、制度の内容が決まり次第、自社への影響を試算し、必要に応じて価格設定や課税方式（本則課税・簡易課税）の見直しを検討することが重要です。制度変更が実施された際には、早めに適切な対応を進めることをおすすめします。



【税の無料相談のご案内】

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで（お一人30分）、（一社）西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。

ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。TEL 03-3885-4105

（注）1相談につき1回のみとなります。また、1～3月は申告期のため、お受けできない場合がございます。



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(水)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

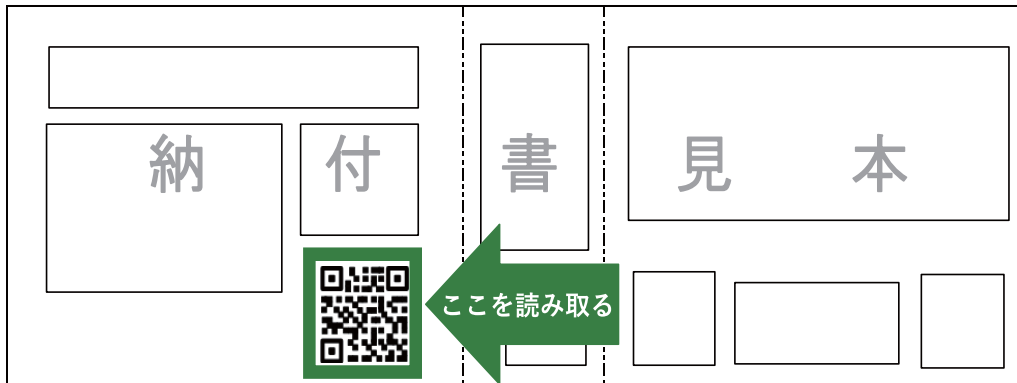
おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続きをすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

足立都税事務所 03-5888-6211 (代表)

※課税内容については、固定資産の所在する区の都税事務所にお問合せください。

主税局 HP
都税の支払い方法



【無料法律相談のご案内】

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。
なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、
予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

<日 時> 各月第3週水曜日 午後2時から(お一人30分)

<会 場> 西新井青色申告会館

<相談担当> 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

悩みごとの解決
策の一つとして、
お申し込みくだ
さい。



【日本政策金融公庫融資相談のご案内】

<日 時> 各月第4週水曜日 午後1時30分から(お一人30分)

<会 場> 西新井青色申告会館

(注)ご融資内容により金利が異なるため、相談時にご確認ください。

融資担当者が、
個別にご相談を
承ります

～各相談の申込方法～完全予約制のため、事前に事務局へご連絡ください。

TEL 03-3885-4105

※駐車場が狭いため、お車での来局はご遠慮ください※

女性部主催 講演会

「税務調査って何するの？」開催

8月6日(木)午後2時より、元西新井税務署長の築城尚志様を講師にお招きし、「税務調査って何するの？」をテーマに講演会を開催しました。

講演では、税務調査で行われる手順や流れ、その対応についてお話いただきました。調査を拒否することはできないため、早めに対応・準備をしておくこと、そして、自分の事業については自分が一番知っているはずなので、質問に対してきちんと説明できることが重要であるとお話いただきました。また、後半では、青色申告制度の特典の改正や、必要経費の考え方として、原則的な考え方、家事関連費、事業専従者給与についての再確認や注意点についても詳しくご説明いただきました。

今回の公演会は、女性部のみならず、一般会員の皆様にも多くご参加いただき、今後の営業活動や記帳を行う上で、大変参考になる有意義な時間となりました。来年度も講演会等の企画をして参りますので、皆様のご参加をお待ちしております。



第59回ゴルフコンペのご案内

日 時 令和8年10月29日(木)

会 場 赤羽ゴルフ倶楽部

【住所】東京都北区浮間 2-18-7

【TEL】03-3966-6155



※お申込み及び詳細については、申告会事務局へご連絡ください。

TEL 03-3885-4105

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

- ① 掛金の一部を国が助成！
事業主の負担を軽減します。
- ② 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。
- ③ 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。

- パートタイマーもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

令和 8 年分が消費税課税事業者の方が対象

＜特別会費＞ 口座振替のお知らせ



令和 8 年度分の特別会費(年 6,000 円)を令和 8 年 12 月 7 日(月)にご登録の口座より引き落としさせていただきます。

また、すでにお支払い済の方は、引き落としはございません。

残高のご確認をお願いいたします。

＜ジョブカン会計をご利用の方へ＞

利用料口座振替のお知らせ



下記利用料を令和 9 年 1 月 6 日(水)に当会にご登録の口座より引き落としさせていただきます。

また、更新(利用)をされない方は、12 月 10 日(木)までに申告会へご連絡ください。(TEL 03-3885-4105) ご連絡がない場合は、更新のご了承をいただいたものとみなし、自動更新となります。

なお、更新後の解約は、令和 10 年度分からとなりますので、退会や廃業を検討中の方は、ご注意ください。

＝利 用 料＝

- ・ジョブカン Desktop 青色申告 6,600 円(税込)
- ・ツカエル青色申告オンライン 13,200 円(税込)

口座振替日のご案内

※再振替はありません。

会 費	振 替 日	青色共済 (通帳印字 アオイロキョウサイ)	振 替 日
大樹収納サービス (通帳印字 SFSシンコクカイヒ)	11月6日	大樹収納サービス	10月6日
足立成和信金 (通帳印字 シンコクカイカイヒ)	10月26日	足立成和信金	10月5日
城北信金 (通帳印字 アオイロカイヒ)	10月13日	城北信金	10月5日

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

※ 通帳が残高不足にならないようご注意ください。

年末調整相談会<先着順の予約制>

～持参書類等のお知らせ～



【予約相談日】◎土・日・祝日を除く

一会員 30分間

令和 8 年12月 7 日(月)～12月16日(水)

令和 9 年1月5日(火)～1月 12 日(火)

【フリー相談日】(注) 受付番号、午前は 25 番まで、午後は 50 番までとさせていただきます。

令和 9 年1月 4 日(月)・13 日(水)は午前のみ

〈受付時間〉 9:15～15:00

〈相談開始時間〉 午前の部 9:30 午後の部 13:00

ご予約は電話もしくは青色申告会アプリで行ってください。
☎03-3885-4105 締め切り等は 1 ページをご覧ください。

年末調整相談会

持ち物チェックリスト

☐ 令和 7 年分の源泉徴収簿等書類一式

☐ 令和 8 年分

- ・源泉徴収簿←給与額・税額・社会保険料等を記入してきてください
- ・扶養控除等(異動)申告書←扶養家族がいなくても必要です
- ・配偶者控除等申告書

配偶者に所得があると、控除額が変わる場合があります。勤務先より「源泉徴収票」など、所得が確認できるものをご用意ください。

- ・保険料控除申告書、控除証明書等

☐ 2 年目以降の住宅取得控除を受ける方

- ・「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」(税務署より送付)
- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(金融機関より交付)

☐ 給与所得等の納付書

- ・令和 7 年分「前・後期」、令和 8 年分「前期」
- ・e-Tax を利用されていない方で、税務署より送られてきている方

☐ 法定調書合計表(税務署より送られてきている方のみ)

☐ 給与支払報告書(総括表)(12 月上旬に市区町村から届いたもの)

☐ マイナンバーカード(事業主)

暗証番号(英数字 6 桁以上)をわかるように！ ※届出書類提出の際に使用いたします。

☐ 会員証

☐ 電卓・筆記用具



注意

1 月～6 月分の源泉提出がお済みでない方の、年末調整相談は受けできません。必ず税務署へ提出後にお越しください。

中間記帳相談会のお知らせ



＜先着順の予約制＞

【予約相談日】 ◎土・日・祝日を除く 一会員 40分間

令和8年 10月20日(火)～12月1日(火) フリー相談日を除く

【フリー相談日】 (注)受付番号、午前は25番まで、午後は50番までで、締め切らせていただきます。

令和8年 11月5日(木)・16日(月)・12月2日(水)

〈受付時間〉 9:15～15:00

〈相談開始時間〉 午前の部 9:30 午後の部 13:00

ご予約は電話もしくは青色申告会アプリで行ってください。

☎03-3885-4105 締め切り等は1ページをご覧ください。

中間記帳相談会

📖 持ち物チェックリスト 📝

☐ 決算書と確定申告書控(令和6年分・令和7年分)

☐ 令和8年分所得税青色申告決算書

※記入せずにお持ちください。

※会計ソフトを利用されている方には、お渡ししていない場合もあります。

☐ 令和8年分帳簿類 可能な限り9月もしくは10月までの記帳をお願いいたします。

・手書き帳簿 ・固定資産台帳(お持ちの方)

・会計ソフト(入力内容がわかるもの)

☐ 消費税確定申告書と消費税に関する届出書控

↳ 課税事業者の方のみ(令和6年分・令和7年分)

☐ マイナンバーカード(事業主) ※届出書類提出の際に使用いたします。

・暗証番号(英数字6桁以上)をわかるように！

☐ 会員証 ☐ 電卓・筆記用具



今年度より

従来の中間決算相談会ではありません！

従来の「中間決算相談会」は、今年より相談体制を見直し、名称を『**中間記帳相談会**』へ変更いたしました。なお、**仮決算の作成は行わず**、日常の記帳サポートに重点を置いた相談会となります。

- ◆ 日々の記帳内容の確認 記帳のつけ方に不安がある方
- ◆ 固定資産購入時の記帳方法の相談 固定資産を購入したが、仕訳が不安な方
- ◆ 消費税に関する相談 記帳の方法や届出書類についてお困りの方
- ◆ 住宅取得控除を初めて行う方や、土地や建物を譲渡した方の相談

👉 上記に該当される方の予約をお取りします。
ご理解ご協力をお願いいたします。

決算・所得税、消費税相談会の予約について

各相談終了後、令和 8 年分の決算・所得税、消費税相談会の予約をお取りいたします。日程をご確認のうえ、当日ご来館ください。

≪予約相談日(予定)≫ **※土・日・祝日を除く**

決算・所得税相談会 令和 9 年 1 月 25 日(月)～3 月 11 日(木)

消費税相談会 令和 9 年 3 月 15 日(月)～29 日(月)

≪相談時間(予定)≫ 一会員 40 分間

○家族会員がいる場合は、最大 2 枠までとなります。また、3 名以上の方は、予約枠の都合上、数日に分けての相談となります。

※電話での予約・変更はできません。

※相談会での予約枠には限りがある為、ご予約と合わない方は

12月の会報をご覧ください、ハガキでの予約をご利用ください。

※アプリ予約についてはアプリ上でご案内いたします。

青色申告会アプリ

